

新型コロナウイルス感染症警戒期間 (5月7日～5月31日)について

《那須塩原市長から市民の皆様へのメッセージ Vol. 7》

新型コロナウイルス感染症については、去る4月16日に全国を対象として緊急事態宣言が発令され、これまで我が国全体が一致団結して、この国難に対処してきたところです。

本市としては、市内において、感染経路が不明な事例があることや、感染症患者が増加傾向にあることを重く受け止め、市民の皆様の生命・健康を守るために、4月24日から5月6日までの期間、国の宣言とは別に市内に非常事態宣言をいたしました。

関係各位の御理解、御協力の賜物により、連休中の市内の人出は、例年と比較して少ない状況でありました。当宣言の趣旨を踏まえ、関係施設を経営する事業者の皆様には、休業の御協力をいただき、深く感謝申し上げます。また、市民の皆様におかれましても、不要不急の外出を控えるなど、感染症対策に御協力をいただき、心より御礼申し上げます。

この度、安倍晋三首相は、現状の困難性を考慮し、5月4日に緊急事態宣言の延長を決定し、引き続き5月31日まで発令が継続されることになりました。

現在、本市内の感染症患者数については、関係各位の皆様の御理解、御協力もあり、落ち着いてきている一方で、隣接自治体の大田原市におけるスポーツクラブでの感染経路が不透明な点もあり、予断を許さない状況です。

以上のことから、那須塩原市としての非常事態宣言につきましては、5月6日でもって終了としますが、国の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、本市としては5月7日から5月31日まで新型コロナウイルス感染症警戒期間とします。本市としては、引き続き、気を引き締めて関係施策に取り組むとともに、市民の皆様におかれましても、御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 引き続き、不要不急の外出を控えるようお願いします。ウイルスは目に見えないからこそ、常日頃、警戒を怠らないようにお願いします。
2. 引き続き、規模や場所、屋内・屋外に関わらず、集会を含めた様々な自治会活動について、期間中自粛されますようお願いします。市の行政文書の配布についても、6月末までは自治会を通じた取扱いを控えております。
3. 引き続き、市内への不要不急の流入を抑制するために、博物館や公民館などの市有施設を休止するとともに、市民の皆様への注意喚起として、広報車も巡回させます。
4. 本市としては、引き続き、商業施設等の関係事業者の皆様に対して、感染症拡大防止に係る取組をお願いしてまいります。

令和2年5月6日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎